

■グレーチング等のスノコ状の床は、通常の床と同様に扱う。

バルコニーの床面を、グレーチング等のスノコ状で建築したものは、法第2条第一号に定める、「屋根に類する構造」とする。

建築面積の算定等において、通常の床と同様に扱う。

技術的助言等

参考文献等

建築確認のための基準総則 集団規定の適用事例 2013年度版